

チケット委託販売に関する取扱い要領

杉並公会堂を運営する株式会社京王設備サービス(以下「甲」という)と、公演主催者(以下「乙」という)は、乙が開催する杉並公会堂での公演(以下「本公演」という)の実施に当たり、杉並公会堂利用案内及び注意事項を遵守のうえ、次の取扱い要領に従い、チケット委託販売を行うものとする。

(取扱い対象チケット)

- 1 甲が取扱うチケットは、乙が杉並公会堂の大ホールまたは小ホールを会場として主催する本公演の有料チケットで、かつ券面に1,000円以上のチケット料金が表記されているものに限る。

(委託方法)

- 2 乙は、発売開始を希望する日の2週間前までに、「チケット委託販売申込書」を来館し提出するものとする。その際に、使用するチケット実券案を提出し、甲は「問い合わせ先名称・電話番号」の記載を確認する。なお、発売開始を希望する日の1週間前までに、甲乙双方にて発売に関する確認作業及び乙から甲へのチケット実券(紙に印字されたもの)の納品が完了しない場合は、乙の承諾を得ることなく甲は発売日を延期することができる。

(委託手数料)

- 3 乙が甲に支払う委託手数料は1公演につき5,000円(消費税等を含まない)とし、委託手数料はチケット委託販売申込書を甲に提出する際に併せて現金にて支払う。なお、同日での複数公演や2日以上連続しての公演の場合は、公演数分の委託手数料を支払うものとする。また、本公演の変更や中止があった場合、委託手数料は乙が負担するものとし、甲は乙に返金しない。

(販売手数料)

- 4 乙は、杉並公会堂でのチケット販売総額の10%(ともに消費税等を含む)を販売手数料として甲に支払う。なお、販売手数料は、チケット売上金を甲から乙へ引渡す際に差し引くものとする。
本公演の変更や中止があった場合、決定される以前に販売されたチケットの販売手数料は乙から甲へ支払うものとする。

(委託販売条件)

- 5 甲は乙から委託された公演チケットの取扱いにあたり、次の条件のもとで販売する。
 - (1)甲が乙から委託される本公演のチケットは実券(印字されたもの)に限るものとする。また、指定席の場合は甲が指定するチケット委託販売申込書とは別に、委託販売座席が表示された座席表等をあらかじめ甲に提出すること。
 - (2)甲のみがチケット販売を行う場合は乙からの委託を受付しない。乙または甲以外の業者がチケット販売を行う場合のみ、甲は乙からの委託を受けるものとする。
 - (3)問合せ先として、乙または本公演マネジメントを依頼された業者の名称と電話番号がチケットに掲載されない場合、甲は本公演チケットの委託販売を行わない。
 - (4)乙が発行するチケット実券の内容に関し、甲または第三者に損害が及んだ場合は乙が責を負うものとする。
 - (5)甲でのチケット発売初日は、杉並公会堂の施設点検日・年末年始休業等の休館日や窓口営業休止日を除き、本公演開催日の3ヶ月前の11時以降に設定することができる。ただし、甲のチケット発売初日は、乙または甲以外の業者での販売開始の翌日以降とする。
 - (6)チケット購入者は、休館日や窓口営業休止日を除き、杉並公会堂の窓口にて11時から18時の間に現金でのみ購入することができる。なお、甲による電話・FAX・メール等での予約受付は行わないものとする。

- (7)乙が適格請求書発行事業者の場合、杉並公会堂の窓口にて本公演チケット料金の支払いが行われた際は、適格請求書等保存方式(通称:インボイス制度)の媒介者交付特例に基づき、乙に代わり甲の登録番号をチケット購入者に通知する。
- (8)甲のチケット販売最終日は、本公演開催日の3営業日前の18時までとする。また、3営業日前が休館日や窓口営業休止日に該当する場合は、その前日の18時までとし、年末年始休業に該当する場合は12月27日18時までとする。なお、甲は当日券の販売を行わない。
- (9)車椅子席・付添者席ならびに学生券の販売を甲は行わない。
- (10)甲が委託販売するチケットは一つの席種に限定し、大ホールは300枚を委託上限、小ホールは50枚を委託上限とする。割引販売、チケット以外の景品や金券等をつけての販売などの特別対応は行わない。
- (11)本公演の変更や中止に関する問合せ、チケット料金の払戻し等は、乙の責において行うものとする。
- (12)乙がチラシやweb等で広報宣伝を行う際は、乙の責において行うものとする。また、乙の過失により、甲または第三者に損害が及ぶ場合も同様とする。
- (13)乙の本公演チラシ(A4サイズ以下)は、杉並公会堂窓口販売チケットのチラシとして館内に設置することができる。ただし、乙または本公演マネジメントを依頼された業者の名称と問合せ先が掲載されているチラシに限るものとする。
- (14)乙が甲へ委託を行った後のチケット委託枚数の追加は受付しない。また、チケット販売最終日以前に委託したチケットの返却を乙が希望する場合、甲の様式によるチケット委託販売途中返券希望書を5営業日前の18時までに提出すること。なお、チケットの返却は杉並公会堂窓口のみにて行うものとする。
- (15)甲に委託したチケットの販売状況を確認する場合は、乙が都度甲に問合せるものとし、甲は報告を行わない。
- (16)甲の責任は委託チケット販売のみに限り、公演内容や運営等についての責任は乙が負うものとする。また、ダブルブッキングやチケット紛失等の対応は乙が解決するものとする。
- (17)乙が委託販売期間中において不適切と思われる問題を発生させた場合、甲は委託販売を中止することができる。なお、中止以前分の委託手数料と販売手数料等は乙が負担する。

(返券方法)

- 6 甲へ委託されたチケットの残券は、本公演開催日に杉並公会堂窓口にて「チケット委託販売最終返券明細書」とともに甲から乙へ返却するものとする。

(チケット売上金の精算)

- 7 甲は、本公演開催日の翌月末までに、販売手数料を差し引いたチケット売上金を乙が指定する銀行口座に振込む。ただし、甲が指定する口座情報提出期限までに乙が情報を提出しない場合は、本公演開催日の翌々月末以降に延期されるものとする。なお、振込手数料等は乙が負担するものとする。

(守秘義務)

- 8 甲、乙ともに本公演を通じて知り得た秘密は、本公演の目的以外に第三者へ漏洩・提供してはならない。ただし、払戻し等のため、甲から乙へ購入者情報を提供する場合はこの限りではない。

(協議事項)

- 9 本要領に定めのない事項及び解釈に疑義を生じたときは、都度、甲乙協議し誠意をもって解決に当たるものとする。

付則

- 1 本要領は2024年8月1日から適用する。